

## 令和8年度京都駅前再生に係る取組（ウォーカブルなまちづくり）に向けた調査等委託業務委託に関する提案募集要項

令和8年度京都駅前再生に係る取組（ウォーカブルなまちづくり）に向けた調査等委託業務（以下「本業務」といいます。）の委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和8年度京都駅前再生に係る取組（ウォーカブルなまちづくり）に向けた調査等委託業務

#### (2) 業務の内容

別添委託仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託費用の上限

金49,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

### 2 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、以下の事項を満たしていることを参加の要件とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと
- (6) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
  - ア 共同事業体の全ての構成員は、(2)から(5)までの要件を満たすこと。
  - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
  - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
  - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公

募に応募していないこと。

### 3 応募手続等

#### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者（以下「受託希望者」といいます。）は、次の書類を提出してください。

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
  - イ 提案書（第2号様式～第4号様式） 5部
- 次の事項について記載してください。

#### (ア) 業務実績

本業務と同種業務の実績で平成28年度以降に業務を完了したものを記載してください。

#### (イ) 本業務の実施体制

本業務において配置する管理技術者及び担当技術者の保有資格、同種業務の実績並びに手持ち業務（委託期間内の予定も含みます。）について記載してください。

#### (ロ) 本業務に係る提案

仕様書の内容を踏まえ、4（2）提案項目の業務提案アからキまでの項目について、提案をしてください。

#### (ハ) 受託見積金額

本業務の受託見積金額を記載してください。積算内訳のわかる見積書（様式任意）を添付してください。

#### (2) 提出期限

参加申込書・提案書（第1号～第4号様式）	令和8年4月28日（火）正午必着
----------------------	------------------

#### (3) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。また、郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認してください。

#### (4) 提案募集に関する質疑

##### ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和8年4月17日（金）正午までに（必着）、担当部局宛てに電子メール又は郵送により、質疑書（様式任意）を提出してください。また、電子メールによる場合は、受信を必ず電話で確認してください。

##### イ 質疑に対する回答

質疑及び回答については、京都市都市計画局まち再生・創造推進室のホームページに掲載します。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

#### (5) 担当部局

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当：山本、香水（かすい））

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：（075）222-3508

電子メールアドレス：[machisai@city.kyoto.lg.jp](mailto:machisai@city.kyoto.lg.jp)

## 4 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

受託候補者選定委員会において、提出された提案書に基づき、次の(2)に掲げる評価項目について内容を審査及び評価（当該審査及び評価に当たり、全ての受託希望者に対しヒアリングを実施することがあります。当該ヒアリングを実施する場合は、別途通知します。）し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。

なお、これらの場合においては、次点の者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。）を受託候補者として選定することとします。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	配点
業務実績	提案事業者の業務実績	同種業務の実績を有しているか。	10点
	配置技術者の業務実績	同種業務の実績を有しているか。	
実施体制	人員配置	業務遂行に十分な人員が確保された体制か。	10点
	本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有しているか。	
業務提案	ア 人流データ調査	データ取得・分析の内容・方法が優れたもので、可視化がわかりやすいものか。	30点
	イ 交差点、路上利用状況調査	エリアの特性にあわせ、目的に応じた調査内容の提案となっているか。	
	ウ 駅前広場状況調査	エリアの特性にあわせ、目的に応じた調査内容の提案となっているか。	
	エ 道路のあり方検討	再編パターン作成の検討想定数の想定が適切か、検討要素の想定が優れたものか。	30点
	オ 駅前広場のあり方検討	再編パターン作成の検討想定数の想定が適切か、検討要素の想定が優れたものか。	
	カ 関連業務	将来像実現のロードマップ、駅周辺まちづくり、ウォーカブルなまちづくりに関して、魅力的な提案があるか。	10点
	キ その他	魅力的な追加提案があるか。	
見積金額		受託見積金額に応じて配点を行う。	10点

(3) 選定結果の通知

選定結果は、審査後速やかに、全ての受託希望者に対し書面により通知します。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限り）と契約を締結することとします。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項2に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とします。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。

オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しません。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めません。

キ 参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

ク 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用する、又は内容を提示することを禁じます。

ケ 次のいずれかに該当する場合は無効とします。

(ア) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(イ) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) 選定結果の公表について

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表します。